

(様式第8) 個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	遊技機の認定・検定・製造業者の確認証明に関する管理ファイル
実施機関の名称	千葉県警察本部
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課
個人情報ファイル等の利用目的	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号、以下「遊技機規則」という。）に基づく各種申請につき、遊技機の認定、検定、遊技機の製造業者の確認に関する事務の適正な遂行を確保するため
記録項目	1 受理年月日、2 受理番号、3 認定年月日、4 認定番号、5 申請者の氏名、名称、住所、6 法人にあつては、その代表者の氏名、7 営業所の名称、8 営業所の所在地、9 同時申請の有無、10 受理警察署長、11 遊技機の種類、12 製造業者名、13 型式名、14 検定番号、15 遊技機試験の有無、16 台数、17 備考、18 検定年月日、19 検定番号、20 製造又は検査を行う事業所の所在地、21 型式試験番号、22 確認証明書交付年月日、23 確認証明書交付番号、24 製造する遊技機の種類
記録範囲	遊技機の認定を申請した者（5年）、遊技機の検定を申請した者（5年）、確認の申請をした者（3年）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) ① 千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ② 千葉県下39警察署の警務課 (所在地) ① 〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html (千葉県警察ホームページ) 参照

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	確認申請に係る5、6、23及び24の訂正、廃止は遊技機規則第7条の2第4項及び第5項による。	
個人情報ファイル等の種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行 条例施行規則第3条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	